

はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、広範囲で強い揺れと大きな津波が観測され、人命や家屋等に甚大な被害をもたらした未曾有の大災害であり、その自然の猛威のすさまじさは国内、国外問わず大きな衝撃を与え、現在も国家の総力をあげた復興への取組が進められている。大規模地震に関しては、今後、首都直下地震や南海トラフ地震等により深刻な被害が発生することも懸念されている。

このような背景を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）」が公布・施行された。

これまでも、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、地震による犠牲者の多くが住宅・建築物の倒壊によるものであったことから、住宅・建築物の耐震化が推進されてきたほか、地域防災力の充実強化や緊急消防援助隊の機能強化といった取組も着実に進められてきた。

また、近年では、平成26年8月の広島市における豪雨による被害を踏まえ、土砂災害特別警戒区域等の指定促進や警戒態勢の整備が進められた。

平成30年7月豪雨においても、さまざまな気象情報や避難情報が必ずしも住民の避難行動に結びつかなかったことから、「避難勧告等に関するガイドライン」が改正され、新たに「警戒レベル」が導入された。

これまで様々な災害の経験に基づき、被害を軽減するべく対策がとられてきたが、社会状況の変化や気候の変動など自然災害と対峙するにあたって考慮すべき環境は日々変化しており、時代の流れや地域の特性を考慮しながら適切に防災対策を進めていく必要性は一層高まっている。

本計画は、このような取組と国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、災害発生後の初動、応急、復旧対策はもちろんのこと、予防、平時の備えを含む防災対策の一層の充実強化を図るため、地域の脆弱性評価を実施し、強靱な地域づくりのための計画を策定するものである。

1 計画の策定趣旨・位置付け

(1) 計画の策定趣旨

今すぐにも発生し得る大規模災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模災害等に強い国土及び地域をつくるとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要であることから、平成25年12月11日、国土強靱化基本法が施行された。

この法律の目的、基本理念は以下のとおりであり、第4条において地方公共団体の責務、第13条において地域計画の策定について規定されている。

.....
「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(抄)

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する政策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

.....

もとより、市町村においては災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定し、災害が発生した場合における被害の最小化及びその他迅速な回復を図るため様々な防災対策を行っているところであるが、国土強靱化基本法の理念、責務に基づいて、大規模災害のリスクを踏まえ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会を事前につくりあげることが重要である。

本市が直面する大規模災害リスク等を踏まえ、住民の生命と財産を守り、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを進める必要性に鑑み、国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進するため、佐渡市国土強靱化地域計画を策定する。

(2) 計画の位置付け

本市の強靱化に取り組むにあたっては、過去に経験した災害や地勢等の特徴を踏まえることに加え、地域コミュニティの希薄化やこれまでに整備した大量の公共土木施設の機能維持が重要な課題であるといった社会情勢の変化を見据える視点も重要である。インフラの老朽化・耐震対策等の「ハード面」と防災教育の推進、防災ポータルサイトの充実といった「ソフト面」の両輪で取組を進める。

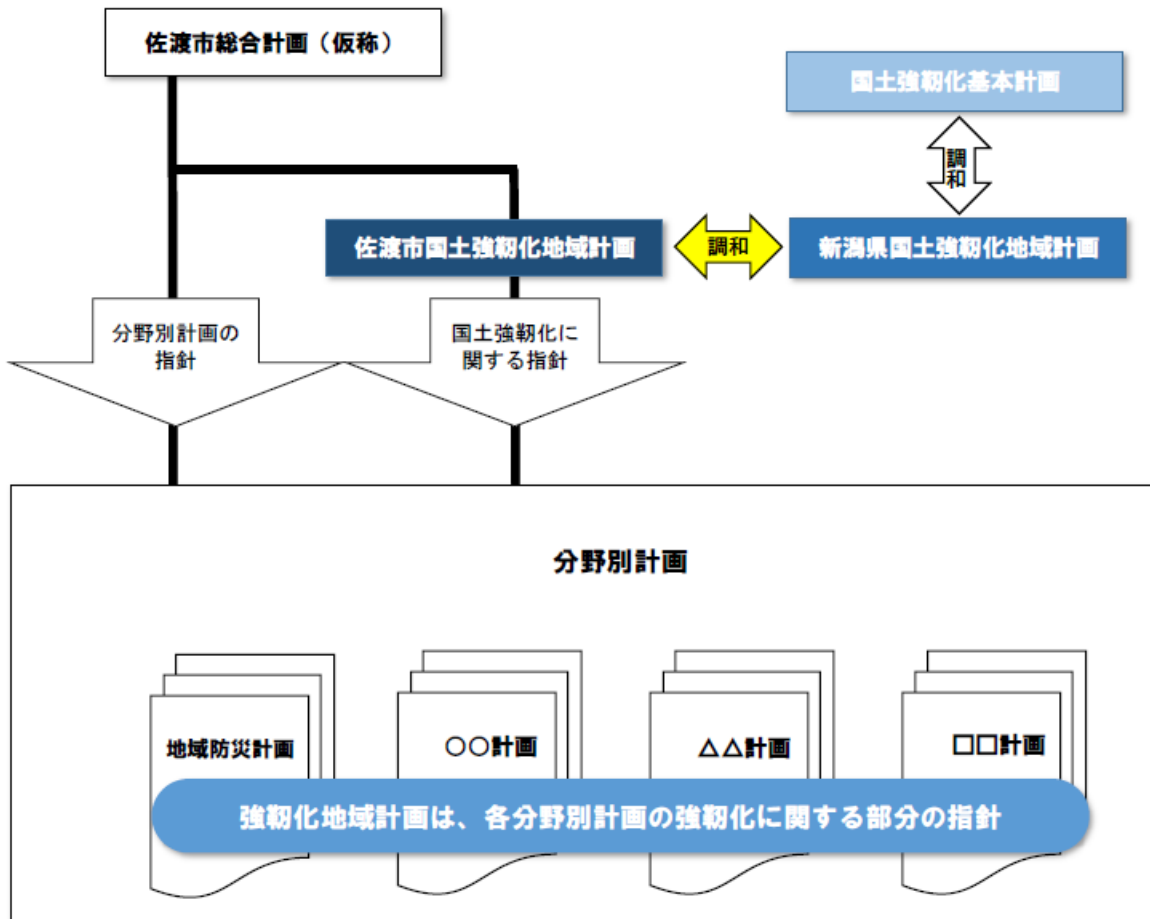
インフラ整備という性質上、効果発現に一定の期間と費用を要するハード対策と、整備期間中の減災効果が期待できるソフト対策の強化については、長期的な視点や既存資源の有効活用等の観点に立って両輪で取り組むことで切れ目のない強靱化を目指す。

また、自助、共助、公助の役割を適切に踏まえ、特に大規模災害時には行政の迅速な支援（公助）には限界があり、状況に応じた適切な避難や自分自身の命を守る意識と行動（自助）、近所で協力して救出活動や避難誘導を行う仕組み（共助）により被害の軽減が期待できることから、「自助、共助の重要性」を認識し、家庭や学校、地域での防災力の強化に繋がる取組や防災情報発信の充実に努める。

本市の強靱化を行うにあたっては、基本計画に基づき国土の全域にわたって強靱化を進めている国や大規模災害時に相互応援を実施する県や他市町村、民間事業者と連携・協力しながら強靱化を推進する。

なお、本計画は、基本法第13条に基づき策定する国土強靱化地域計画であり、現在策定作業を進めている本市の最上位計画である佐渡市総合計画（仮称）との整合・調和を図りながら、本市の強靱化に関し、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針とするものである。

＜佐渡市総合計画（仮称）及び分野別計画との関係＞



2 佐渡市国土強靱化地域計画の基本的考え方

本市の強靱化を総合的、計画的に推進するためには、明確な目標の下に起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定や課題の検討、対応方策の検討を行うことが重要である。

大規模災害から生命、身体及び財産の保護を図り、災害の地域社会に及ぼす影響を最小化するという理念及び離島である本市の特性、国の基本計画が定める目標に即するという観点を踏まえ、4つの「基本目標」と9つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

（１）基本目標

- ア 人命の保護が最大限図られること。
- イ 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ウ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- エ 迅速な復旧・復興

（２）事前に備えるべき目標

- ア 人命の保護が最大限図られる。
- イ 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- ウ 必要不可欠な行政機能は確保する。
- エ 必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- オ 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- カ 生活・経済活動に必要最低限の電気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- キ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ク 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。
- ケ 本土からの孤立を回避する。

3 想定する自然災害

本市において想定する自然災害は、国の基本計画及び県の計画において当面大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、当面、大規模自然災害全般を想定し、評価を実施した。

4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

脆弱性の分析・評価、対応方策の検討を行うにあたり、事前に備えるべき目標に応じて起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定する。国の基本計画に定めるリスクシナリオを基本としつつ、本市の地域特性を踏まえて、本土からの孤立という事態を加えた、35項目のリスクシナリオを設定する。

脆弱性評価、推進方針の設定については、別紙のとおり。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	通番	内容
1 人命の保護が最大限図られる。	1	(1-1)住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	2	(1-2)密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	3	(1-3)広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	4	(1-4)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	5	(1-5)土砂災害等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。	6	(2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	7	(2-2)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	8	(2-3)消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的な不足
	9	(2-4)想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	10	(2-5)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺
	11	(2-6)被災地における劣悪な避難生活環境による、疫病・感染症等の発生や、被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する。	12	(3-1)市内の行政関係職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能は確保する。	13	(4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺や長期間の停止
	14	(4-2)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態
	15	(4-3)災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。	16	(5-1)サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
	17	(5-2)エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響
	18	(5-3)海上輸送の機能の停止による内外貿易への甚大な影響
	19	(5-4)基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
	20	(5-5)食料等の安定供給の停滞
6 生活・経済活動に必要最低限の電	21	(6-1)電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

気、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	22	(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
	23	(6-3) 下水道施設等の長期間にわたる機能停止
	24	(6-4) 道路・航路・空路の交通インフラの長期にわたる機能停止
7 制御不能な二次災害を発生させない。	25	(7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	26	(7-2) 海上の広域複合災害の発生
	27	(7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	28	(7-4) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	29	(7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	30	(7-6) 農地・森林等の被害による国土の荒廃
8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	31	(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	32	(8-2) 道路啓開等の復旧・復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	33	(8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	34	(8-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
9 本土からの孤立を回避する。	35	(9-1) インフラ損壊による本土からの孤立

5 施策分野

佐渡市国土強靱化地域計画に関する施策の分野は、以下の3つの横断的分野と6つの個別施策分野とする。

(1) 横断的分野

- ア リスクコミュニケーション
- イ 老朽化対策
- ウ 本土からの孤立対策

(2) 個別施策分野

- ア 行政機能/警察、消防
- イ 住宅・都市、環境
- ウ 保健医療・福祉
- エ 産業(情報通信、エネルギー、産業構造)
- オ 農林水産
- カ 国土保全・交通(国土保全、交通・物流)

6 脆弱性の分析、評価、課題の検討

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）への対応方針を検討するためには、脆弱性を分析、評価し、その脆弱性を克服して強靱な佐渡市をつくるための課題を適切に認識することが必要である。脆弱性の分析、評価、課題の検討についてのポイントを本市の特徴に沿って以下に示す。

（１）災害

本市においては、平成３年の台風１９号、平成５年、７年、９年、１０年、１４年の集中豪雨で大きな被害を受けている。また、平成２９年には、いわゆる５０年に一度という記録的な大雨となったことはまだ記憶に新しい。

台風や豪雨によって河川洪水や土砂災害、強風による被害を受けてきた本市においては、道路、河川や土砂災害に対する施設の整備やハザードマップの作成などの取組を行ってきた。今後、気候変動による局地的豪雨の増加の懸念も高まる中で、施設整備についてはコスト縮減を図りながら投資効果の高い箇所に重点的、集中的に行っていく必要がある。

また、災害時には情報の収集や伝達が自主避難や避難勧告の判断材料となるなど重要な要素であることから、県の総合防災情報システムをはじめ、河川防災情報システムや土砂災害警戒情報システムを活用しているが、このようなシステムについても、人材育成を含め、一層の充実強化を図っていく必要がある。

地震・津波については、昭和３９年の新潟地震による津波により両津地区で４００戸近くが浸水した。本市はすべてが海岸に面しており、約２８０ｋｍにも及ぶ海岸沿いには数多くの集落が点在しているため、引き続き海岸保全施設等の整備・改修により保全機能の確保に努める必要がある。

（２）地勢

本市には、漁港周辺地に住宅が密集している地域が存在し、道路が狭いことで地震時などに緊急車両が通れないところもあり、避難地の整備や建築物の不燃化等を図る必要がある。このような密集地については、改善整備の取組が進んでいるが、解消には至っていない。

また、本市は離島であるため、防災上不利な地理的条件がある。大規模災害による道路の寸断や港湾、漁港の被災、ライフラインの途絶等による孤立を防ぐため防災、震災対策を進めている。大規模災害時には県内空港・港湾の機能が停止し、応援に時間を要する恐れがあるほか、本市のような離島への同時応援の困難等も予想される。このため、本市への応援が到着するまでの間を自力でのりきれ防災資源やネットワークを充実・強化し、本市の防災体制・対策の充実・強化を図る必要がある。

（３）社会環境

大規模災害時には、行政が全ての被災者を直ちに支援することが難しいことから、住民一人ひとりが自ら防災対策を講じ、適切な避難行動をとることが必要となる。家族、学校、地域での対応力の強化を図り、地域で助け合って救助活動を行うなどの取組により被害の軽減が期待できる。

本市では、自助・共助・公助の理念の下に適切な役割分担を図ることを基本としながら、防災に関する意識の高揚や災害教訓の伝承、防災教育の機会の確保等に努めることとしている。しかし、全国的に進行する人口減少、高齢化は本市においても例外

ではなく、地域コミュニティの崩壊やそれに伴う地域防災力の低下が進むことが懸念されている。このような社会環境の変化を見据えれば、自助、共助を強化する取組の一層の充実強化や、災害時に自ら避難することが困難な要支援者への支援体制づくり、社会福祉施設等の防災対策の充実などがますます重要となってくる。

7 施策分野ごとの推進方針

【横断的分野】

(1) リスクコミュニケーション

- ア 県の総合防災情報システム等を活用し、台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化を図る。
- イ 過去に経験した災害から得られた教訓（災害教訓）を家庭や地域で伝承し、今後の防災対策に生かす方策を推進する。
- ウ 災害が起きた時の対応力を向上するため必要なコミュニティ力の構築を促進する。国・県と協力して、各種ハザードマップの作成・訓練・防災教育、自主防災組織結成の促進等を通じた地域づくり、事例の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実させる。
- エ 水防法や土砂災害防止法に基づき、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進していく。
- オ 学校や地域の実態に即した実践的な避難訓練や研修等を通して、教職員の対応能力・指導力の向上を図り、児童生徒が非常時に安全に避難する態度や能力を育成する。
- カ 大規模災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、県・社会福祉協議会等と連携して、ボランティアコーディネーターの養成や関係機関・団体とのネットワークづくり等を行う。

(2) 老朽化対策

- ア 既存インフラの高齢化の割合が加速度的に増加するなど、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする。
- イ 維持管理計画を策定している対象施設（橋梁、トンネル、港湾、空港など）については、計画に基づき、適切な維持管理・更新を行い、安全性の確保、トータルコストの縮減・平準化に努める。
- ウ 建物や設備の保全については、事後的な保全から計画的な予防保全へ転換し、耐震性がある市有施設の長寿命化を推進する。また、特定の時期に更新時期が集中することは、大きな財政負担となるため、更新時期の平準化を図る。

(3) 本土からの孤立対策

- ア 物資輸送ルートを実実に確保するため、防災拠点港における耐震強化岸壁の整備や海上輸送拠点である港湾の第一線防波堤の耐震性の強化や係留施設等の機能確保を着実に推進するとともに、航路啓開計画の策定や建設業協会との災害支援協定に基づく航路啓開などの支援、ヘリコプターによる空中輸送体制の確立、国・県に対する自衛隊の災害派遣要請、海上保安部への支援要請、燃料等確保のための関係業界への協力要請等により輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。
- イ 本市の重要港湾のBCPの策定に取り組むこと等により、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する。
- ウ 航路を有する全ての港湾において、旅客船ふ頭の老朽化対策を推進する。
- エ 本市における交通施設の災害対応力を強化するための対策（空港・港湾・漁港を

結ぶ道路の防災、耐震対策、アクセス性の向上等）を推進し、緊急輸送道路の耐災害性の強化を図ることにより、輸送モード間の連携を確保する。

オ 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うため、県と連携して県内自治体との広域処理体制や関係団体との協力体制の整備・充実を図る。

カ 島外から輸送されてくる製油製品に過度に依存することなく、災害や有事が発生し、その供給が遮断された場合でも、安定した市民生活が維持できるよう再生可能エネルギー電気を原動力として利用できるEV・PHEV車の導入を促進する。

キ 電源供給の途絶や通信インフラ回線のライフラインの途絶に備え、耐災害性の強化や代替手段の検討に取り組む。

ク 大規模災害が発生した場合に備え、住民や災害応急対策従事者の非常食料等について、計画的な備蓄を行う。

ケ 防災機能策の向上として、未改良区間の整備、防災、老朽化、耐震対策等を実施し、既存の国道・県道及び市道の強靱化を図る。

【個別施策分野】

（４）行政機能／警察、消防

ア 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る公共施設の耐震対策を推進し、必要な装備資機材等の整備を図る。天井等非構造部材の耐震対策を推進する。

イ 重要な防災拠点としての安全性能基準を満たし、司令塔機能を十分に発揮できるよう庁舎の整備、維持管理に努める。

ウ 市内行政機関等（消防を含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、庁舎・施設等の耐震・堅牢化、非常電源の確保、物資の備蓄、災害用装備資機材の整備拡充、災害時における職員の初動対応マニュアルの整備、具体的な被害想定に基づく訓練を行う。また、大規模災害時における広域的な応援・受援体制の構築を行う。

エ 電力供給遮断等の非常時に避難住民の受入れを行う避難場所や防災拠点等（公共施設等）において、太陽光発電設備、非常用発電機、応急用電源車等の整備等避難住民の生活等に必要不可欠な電力の確保に努める。特に、防災拠点の非常用発電機の整備が困難な場合は、レンタル会社との協定を結ぶなど具体的な対策を講じておく。

オ 市内行政機関（消防を含む。）の機能確保はレジリエンス（強靱さ）の観点から極めて重要な意味を担うことから、業務継続計画の見直し、実効性向上のための取組の促進、協定の締結等により、業務継続体制の強化を図る。

カ 情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるため、研修や訓練等を通じて人材育成を行う。

キ 市内行政機関（消防を含む）の業務継続計画を適切に整備するための協議の場を設け、関係機関が連携できるよう働きかけていく。

ク 災害現場での人命救助能力の向上を図るための訓練を継続して行うとともに、体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備、更新を推進する。

ケ 関係機関の災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、連携強化を推進する。また、地域の特性や観光施設等における利用者の安全の確保等、様々な災害を想定した訓練を実施するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施

- し、災害対応業務の実効性を高める。
- コ 防災部局や上下水道課の人材・組織体制等の整備のため、防災関係各種会議への参加や訓練の実施等を通じて、人材育成を推進する。
- サ 行政機関の機能を守る周辺対策（道路の防災、減災対策や緊急輸送道路のリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる港湾施設の耐震、耐波性能の強化）、交通ネットワークの構築のための主要幹線道路等の重点的な整備（洪水・土砂災害・津波・高潮・高波等）の着実な進捗を図る。また、災害発生時の輸送を支える主要道路等（国道、県道、市道）の整備を計画的に推進する。
- シ 電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・土砂災害・津波・高潮・高波対策等の地域の防災対策を着実に進捗させる。
- ス 公共下水道事業において、ストックマネジメント基本計画に基づく長期的な改築事業を実施する。
- セ 污水管布設工事後の道路舗装面を速やかに復旧する。
- ソ 学校は児童・生徒、教職員が学校生活を送るだけでなく、災害発生時には高齢者や障がい者を含む多様な地域住民が避難所として利用することから、施設の改築や大規模改造を行う場合は、バリアフリーに対応した施設・設備の整備に努める。
- タ 学校の耐震補強工事については目標を達成したため、引き続き、適切な状態で維持管理を行うとともに、施設の老朽化に伴う防災機能強化及び非構造部材の耐震化を行う。
- チ 消防において災害対応力強化のための体制、消防水利を含む装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化を図る。
- ツ 施設の耐震化等地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。
- テ 大規模地震・火災から人命や財産の保護を図るための消火・救助・救急体制の絶対的不足に対処するため、緊急消防援助隊の受援体制を含め取組を推進する。
- ト 火災予防・被害軽減のための取組を推進する。

（５）住宅・都市、環境

- ア 空家の維持管理や解体除却は、所有者により行われることが原則であり、県と連携して、所有者による適切な管理を促すため、空家の実態把握や、必要とされる情報や支援策、相談体制の整備を行う。
- また、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づき必要な措置を講ずる。
- イ 民間事業者等と連携しながら帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る。
- ウ 港湾、空港等の交通施設の耐震化について各施設管理者に働きかけるとともに、沿道建物の耐震化について耐震診断、耐震改修計画の作成の支援により耐震化を県や地域と連携して推進する。
- エ 罹災証明発行事務が円滑に行われるよう、被害認定調査から罹災証明書の交付までの業務に精通した人材について、国や県の防災担当機関等と連携しながら育成を推進する。
- オ 現行の用水供給整備基準を超える渇水等に対応するため、水資源関連施設の漏水防止対策等の強化を働きかけるとともに、水資源の有効利用等の取組を推進する。
- また、災害時における用水供給の確保に対応するため、貯留施設の設置等による雨水の利用を推進する。

- カ 佐渡市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物処理施設の長寿命化や更新を計画的に進めるとともに、停電時の自立稼働対策や耐水対策等を促進することにより防災機能の向上を図る。
- キ 災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保に向けた取組を進める。また、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、マニュアルを整備するとともに、民間団体等との協定の締結等、災害に備えた体制の整備に取り組む。
- ク 県と連携して、ＰＣＢやアスベスト等の有害物質に係る使用状況の実態や保管等の状況を把握し、有害物質に係る情報と災害廃棄物対策を連動させることにより二次災害の防止を図る。
- ケ 住宅・建築物の耐震化については、佐渡市耐震改修促進計画に基づき、目標達成に向けてきめ細やかな対策を推進する。
- コ 水道施設の災害時における被害を抑制して、給水の継続を図るため、老朽化した浄配水施設等の耐震化を応急給水計画と合わせて推進する。
- サ マンホールの浮上対策として下水道管路の耐震化及び下水道施設の耐水化を推進する。
- シ 災害時における公衆衛生上のリスクを最小限に抑制し、感染症のまん延を防止するため、公共下水道区域及び集落排水区域の水洗化率の向上について推進するとともに、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進する。
- ス 災害時の下水道施設の緊急対応を強化するため、下水道業務継続計画の見直しと、新潟県が推奨する各種業界団体との協定の締結及び地元建設業組合等との災害協定に取り組む。
- セ 社会体育施設、社会教育施設の耐震対策を促進し必要な装備資機材の整備を図る。
- ソ 社会体育施設の吊り天井等非構造部材の耐震対策を推進する。
- タ 文化財建造物を地震災害から守り、利用者の安全を確保するため、所有者に対し、耐震補強の実施や活用方法・避難方法の検討など、耐震対策の推進を働きかける。また、専門的見地から指導や助言を行う。
- チ 大規模災害による火災の発生に伴い大規模火災に至るのを防ぐため、消火栓付帯設備等の初期消火用資機材の整備・更新を推進する。

(6) 保健医療・福祉

- ア 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を推進する。
- イ 「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」の策定に取り組むことにより、備蓄目標品目の必要数量を確保する。
- ウ 避難所は災害発生時には高齢者や障がい者を含む多様な地域住民が利用することから、施設の新築や改築、大規模改造等を行う場合は、バリアフリーに対応した施設・設備の整備に努めているが、未対応の施設については、バリアフリー化を行う。
- エ 国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や各種ガイドラインに基づき指定避難所の環境整備を進めるとともに、避難所設営・運営マニュアルを策定し、地域住民による主体的な避難所運営に資する訓練の実施により、その実効性を検証する。
- オ 県からの支援を受けて、次の取組を図る。
 - (ア) 警察・消防、保健師のほか、自治会や自主防災組織、消防団等の地元住民も活

用した実態把握の方法を避難所運営マニュアル等で定めておく。

(イ) 指定避難所の環境整備を進めるとともに、指定避難所の役割や支援内容について、自治会等の地元住民とも連携しながら周知する。

(ウ) 車中泊避難者については、発生することを前提に、エコノミークラス症候群対策（予防法のチラシ配布等）を講じておく。

(エ) 避難者が求める情報の迅速かつ計画的な公表のために、速報性や拡散性の高いSNSを活用する。

カ ペットと同行できる避難場所の確保については、国が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」等を参考とする。また、ペット受入れが可能な避難所を選定したら公表するとともに、避難所でのペット飼育の基本的ルールも併せて周知することにより、普段から飼い主が準備すべきことを啓発する。

キ 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者名簿に係る個別支援計画については、県内や他市の先進事例を参考に、問題を整理したうえで、見直ししていく。

ク 被災時における大量の傷病者に対応するため、医師会と災害時協定を締結し、災害拠点病院や地域の二次救急医療機関相互の連携強化を推進する。

ケ 避難所運営にあたっては、乳幼児や子供のいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映できるよう、女性等、多様な主体が参画することが肝要であり、避難所設営・運営マニュアルを作成するにあたっては、その点に配慮する。

コ 大規模災害時において被災者に対し適切な福祉支援が行えるよう、被災地以外から広域的に福祉人材を派遣する仕組みとして、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワーク構築に対する支援を行う。

サ 災害時の二次的な健康被害を防ぐため、迅速・的確に被災者の健康管理や感染症・食中毒の予防活動等の公衆衛生対策を実施できるよう、横断的な体制づくりを行う。

シ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から啓発や予防接種を促進する。

ス 佐渡保健所の指導・支援を得て健康相談、栄養相談に従事し、また消毒や害虫駆除等については、実施体制の構築を推進する。

セ 災害時における避難場所や緊急物資等の受入地となる防災機能を有した緑地の整備を推進する。

ソ 災害派遣医療チーム（DMAT）が災害拠点病院等に到着できるよう、緊急輸送道路のリダンダンシーの向上、災害時に緊急輸送機能の軸となる交通ネットワークの構築のための主要道路等（国道、県道、市道）の重点的な整備、港湾施設の耐震・耐波性能強化や老朽化対策、洪水・土砂災害対策等の着実な進捗と支援物資の物流を確保する。また、災害時における移動円滑化のため、歩道整備を実施する。

タ 災害時の避難所における衛生管理を徹底するため、指定避難所におけるマンホールトイレの整備を図る。

(7) 産業（情報通信、エネルギー、産業構造）

ア 土砂災害警戒情報について、市民に対し、確実に周知するとともに、土砂災害のメッシュ毎の危険度により、避難勧告等の地域の絞り込みを行う。

イ エネルギー供給施設の災害に備え関係機関による合同訓練の実施等を推進する。加えて自衛防災組織の充実を図る。

ウ 本土からのテレビ・ラジオ放送が中断した際にも、情報提供ができるようケーブルテレビ、インターネット、SNS、簡易FM等の代替手段の整備を促進する。

- エ 災害発生時に国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に関する事前シミュレーションを行う。
- オ インターネットサービスは、有線に限らず携帯電話・タブレットなどの無線も普及しており、災害時に有効活用する方法を検討するなど、多様な情報伝達方式の整備を推進する。また、行政ネットワーク・システムをクラウド化やデータの分散化、通信経路の冗長化により、復旧を早める対策など検討する。
- カ 情報伝達の不備により避難行動の遅れに伴い、保護者への引き渡しの遅れ等による子供たちへの被害を防ぐため、新たな情報伝達手段の導入を検討する。
- キ 関係施設の ICT 化や SNS の活用など、新たな情報伝達手段の導入を検討する。
- ク 災害後は燃料供給量に限界が生じる一方で、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。
- ケ 災害対策本部で収集されたデータをマスコミに対して、迅速にかつ漏れなく情報発信する体制を強化する。
- コ 告知放送システムの更新、旅行者（外国人を含む。）を含めた避難者に対する避難標識等の情報提供のあり方の検討、一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進し、また、災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、行政機関や警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの整備、地理空間情報の活用等を推進する。
- サ 施設の予防保守により、災害時の障害リスクを減らす対策をとる。また、現在はセンター集中管理である機能をサブセンターに一部移すことにより、災害時の障害範囲を減らすことを検討する。災害時での活用を踏まえたコミュニティ FM については、災害時臨時的に利用できる高出力対応の機器を整備している。また、ローカル 5 G にも活用可能なケーブルテレビ網の光化の整備計画を推進し、防災面での活用を図る。
- シ 被災事業者に対する資金繰り改善策を効果的に行うため、制度融資等の充実を図る。
- ス 被災事業者の事業継続を可能とするため、事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。
- セ 被災者への消費生活相談の充実を図る。
- ソ 石油等を受け入れる港湾施設の耐震化等や地震・津波対策を着実に推進するとともに、石油等を取扱う港湾における関係者が連携した BCP を策定する。
- タ インフラ被災時にはエネルギーが供給できなくなるため、道路や港湾施設の防災、震災対策、老朽化対策、リダンダンシーの向上や地震・津波・風水害対策等を着実に実施する。また、災害発生時の輸送を支える主要道路等（国道、県道、市道）の整備を計画的に推進する。あわせて、災害時における移動円滑化のため、歩道等整備を実施する。
- チ 燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための輸送協力や諸手続きの改善等を検討する。
- ツ 廃棄物処理施設の長寿命化や更新を計画的に進めるとともに、災害時の停電による影響を軽減するために、再生可能エネルギーを活用した電力の供給確保を図る。また、県が令和 2 年度末までに策定する「新潟県自然エネルギーの島構想（案）」に基づき、県や関連事業者と連携し、洋上風力発電や太陽光等の再生可能エネルギーの導入と活用を促進するとともに、電気自動車等の普及促進による、災害時等で

も活用できる新たな電力の供給確保を図り、エネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

(8) 農林水産

- ア 農地の荒廃を防止し、持続可能な農業を確保するため、地域農業の担い手の育成・確保を図る。
- イ 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、耐震対策、施設管理者の業務体制の確立、治山対策、農山漁村の防災対策を推進し、物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の老朽化対策等を推進する。
- ウ 防災重点ため池・老朽ため池については、国・県の事業化を推進して、更新工事を行う。また、施設の耐震化等のハード対策に加えて、ハザードマップの作成等のソフト対策を並行して実施し、地域の防災力の向上に取り組む。
- エ 農業用ため池については、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池の耐震性点検及び豪雨点検を早期に完了させるとともに、その結果に基づく対策を推進する。
- オ 山地災害の恐れがある箇所の調査結果を県より提供を受けることにより、ハザードマップや避難体制の整備等のソフト対策が図れるように連携するとともに、未整備森林に対する適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、効果的、効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進し、山地災害に対する未整備山地災害危険地区の解消に努める。
- カ 土砂災害が発生する恐れのある危険個所を周知するため、ハザードマップを作成しているが、避難訓練等の実施等により警戒避難体制の確立を図る。
- キ 地域の主体性・共同力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。また、活動の資金として国の各種制度を活用しながら取組を推進する。
- ク 森林が有する多面的機能を発揮するため、各種事業を活用しながら、地域コミュニティと連携した里山林や竹林の整備、森林学習の実施による森林づくりに対する意識の醸造活動により、森林整備・保全活動を推進する。
- ケ 耕作放棄地の増加による農地の国土保全機能低下を抑制するため、農地の貸し借りを推進する。

(9) 国土保全・交通（国土保全、交通・物流）

- ア 災害時の対応や高齢化等により高まる公共交通需要へ対応するため、市のバス交通網を見直し、デマンドタクシー、コミュニティバスなどの代替交通手段を検討し、地域公共交通の環境整備を推進する。
- イ 災害時、利用可能な駐車場などの交通施設については、耐震診断、耐震改修計画の作成、耐震改修などを実施する。
- ウ 地震津波災害を原因として原子力災害が発生する可能性も考慮し、地域住民の被ばくの低減を図るため、避難体制の確立や原子力防災資機材の整備など、国、県と連携して、原子力防災対策を推進する。
- エ 本市において、全住民が避難しなければならない事態に備え、島外への避難が円滑に実施できるように防災拠点港の整備を行うとともに、大型船舶の維持・確保や航空機による輸送の対策を推進する。また、広域避難先自治体との協定を締結するなどの対策を推進する。
- オ 津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、本市における情

報伝達手段の多様化・多重化等による住民への適切な災害情報の提供、危険物事故防止対策等のハード・ソフトの総合的な対策を着実に推進する。

カ 警察と各道路管理者が連携し、迅速な道路交通情報の把握のための取組を推進する。

キ 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、地方公共団体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況に合わせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める。

ク 想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生する恐れがあるため、関係機関・地域住民・施設管理者等と連携し、迅速な被害情報の把握、情報連絡網の構築、迅速に避難できる体制づくり等のソフトを適切に組み合わせた対策を推進する。

ケ 津波対策のための避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、沿道建物の耐震化等の対策を関係機関が連携して推進する。

コ 本市における農道施設等の長寿命化を図るため、計画的な維持更新対策を推進する。

サ 既存かんがい施設の長寿命化を図るため、国・県の各種事業を有効利用し、大規模改修を実施する。

シ 中山間地等における代替輸送路の情報の収集や制度の向上に努める。

ス 交通施設の災害対応力を強化する対策（道路・港湾・海岸・空港の防災・震災対策等）、交通施設を守る周辺対策（水害、土砂災害等に関するリスクの洗い出し・情報共有・調査研究等、治水、治山、海岸、砂防等の対策）を推進する。

セ 非常時に既存の交通ネットワークの円滑な活用を確保するための取組（代替ルートの整備・検討・普及・啓発のための体制構築等）を関係機関が連携して推進する。

ソ 本市における交通施設の災害対応力を強化するための、主要道路等（国道、県道、市道）の重点的な整備によるリダンダンシーの向上を着実に推進する。さらには、災害時に孤立集落が発生するのを防ぐため、防災機能策の向上として、未改良区間の整備、防災・老朽化・耐震対策等を実施し、既存の道路の強靱化を図る。また、災害時における移動円滑化のため、歩道等整備を実施する。

タ 防災拠点港における耐震強化岸壁の整備や海上輸送拠点である港湾の第一線防波堤の耐波性の強化や係留施設等の機能確保を着実に推進するとともに、既存施設の老朽化対策を実施し、リダンダンシーを確保することで、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。

チ 水産物の生産流通拠点となりうる港湾については、台風避難後や災害発生後も迅速な生産流通活動が再開できるように、災害に強い港湾施設を推進する。

ツ 海岸における養浜や改良の修復など、施設機能の保全・向上を図る。

テ 道路の寸断により孤立集落が発生した場合は、孤立が長期化しないための対応策を検討する。

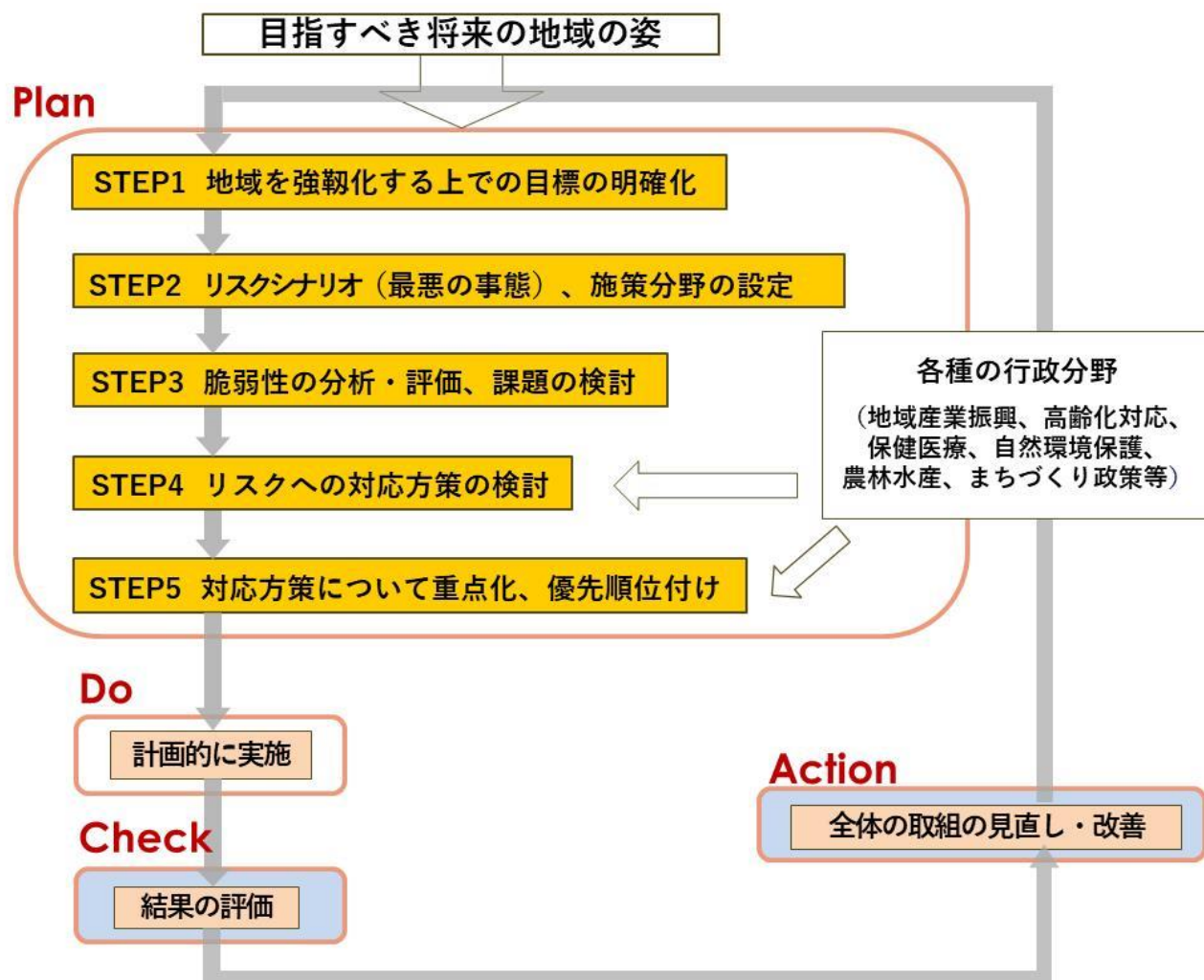
ト 物流インフラ整備に当たっては、平時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減を実施する産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網を構築する。

ナ 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路、港湾・漁港、空港等の老朽化・耐震対策等を推進する。

- ニ 河川整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。
- ヌ 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取り組みを推進する。
- ネ 地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する。
- ノ 下水道雨水幹線・支線等の整備による浸水対策を推進するとともに、施設の維持修繕について適切に取り組む。
- ハ 過去の浸水区域を調査し、内水ハザードマップの整備・公表について検討する。
- ヒ 大規模地震等による建築物及び宅地の被害状況をいち早く調査し、二次的な被害を防ぐため、「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を行い、判定活動の実施体制を確立するため、地域と連携した協議会を組織し、関係団体との協定を推進するため、関係機関との情報共有のあり方を検討する。

8 計画の推進と見直し

佐渡市国土強靱化地域計画に係る施策を総合的、計画的に推進するため、以下の進め方により、PDCAサイクルを回していく。なお、計画期間を令和3年度から令和7年度までとするが、必要に応じて随時修正するものとする。



9 用語解説

p	用語	解説
5	サプライチェーン	製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。
7	道路啓開	災害時に緊急車両等が通行可能となるように道路上のがれき等の除去を行い、救援ルートを確保する作業を行うこと。
7	リスクコミュニケーション	あるリスクについて関係者間で情報を共有したり、対話や意見交換を通じて意思の疎通をすること。
10	輸送モード	「トラック輸送」、「船舶輸送」、「鉄道輸送」、「航空輸送」の4つに分類され、貨物を輸送する際の輸送手段のこと。
11	レジリエンス	本来の意味は弾力性・回復力・反発力であり、防災においては災害などのリスクに対する抵抗力や災害を乗り越える力のこと。
12	リダンダンシー	冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質のこと。
12	ストックマネジメント	持続的に下水道事業を進めるため、膨大にある下水道の各施設の管理に必要となる状況を把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理・運用すること。
14	DMAT	大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームのこと。
15	冗長化	コンピューターやシステムに障害が発生した場合に備えて、予備装置を普段から配置、運用すること。

※上記表中の番号は、本計画において最初に記載のあるページ番号を記載しています。